

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金 FAQ

[2025.2.20時点]

2. 制度自体の概要

| No. | 質問 | 回答 | 備考 |
|-----|---|---|---|
| 1 | 申請を行わなかった（忘れていた）場合はどうなるか。 | 本支援金は、支給上限として岩手県全体で30,000人に達し次第終了となります。上限に達しない場合でも、令和7年11月14日（金）で受け付け終了となり、それ以降の申請は受付できませんので、予めご了承ください。 | |
| 2 | 賃金引き上げ後、1年以内に対象者が退職してしまった場合はどうするか。 また、事後の状況確認等はあるのか。 | 原則として、自主退職の場合は返還不要、会社都合の場合は返還を求める可能性があります。なお、支援金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者に報告を求め、文書を提出させ、又は実際に調査を行うことがあります。 | |
| 3 | 賃金の比較対象月が最低賃金以下の場合には、どのような取扱いとなるか。 | 賃金の比較対象月が最低賃金以下の場合、その時点での最低賃金額を基準とし、そこから60円以上の賃上げを実施している場合には支給対象となります。 そうでない場合は、支給対象外となります。 | 例：【R6.10月に賃上げ】 R6.9月の賃金額が893円（最低賃金）未満だった場合、893円を基準とし、R6.10月の賃上げにおいて953円以上に引き上げていけば対象となります。 |
| 4 | 「過去5年間に重大な法令違反等がないこと」について、労災で是正勧告を受けたが該当になるか。 | 重大な法令違反の定義は誓約書に記載の以下のとおりです。 （下記に該当しなければ該当しません） 違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなどの法令違反等に該当しません。 | |
| 5 | 支援金受給後、業績悪化等の理由で賃金を引き下げた場合はどうなるか。 | 賃金引き上げ後1年以内に賃金の引き下げを行う場合には、支給要件に反するため返還を求めることとなります。（業績悪化による賃金の引き下げは認められません） | |